

休暇シーズンにおけるパスポートの有効期間の確認及び管理について

1. パスポートの有効期間の確認

1) クリスマスや年末年始の休暇を利用して日本に一時帰国したり、近隣国を旅行する計画を立てていらっしゃる方は、ご自身やご家族のパスポートの有効期間が満了していないか、今一度ご確認ください。例年、この時期に旅行の前日や当日になってパスポートが失効していることに気づき、フライトや旅行日程を変更せざるを得ない方が見受けられます。パスポートが失効している場合は、早めに申請手続きを行ってください。

2) 渡航先の国によっては、入国条件としてパスポートの最低残存有効期間（3ヶ月～6ヶ月）を要求している場合があります。事前に渡航予定先の国の大使館ホームページ等で確認されることをお勧めします。

2. 年末年始の休館

当事務所は、土日のほか12月25日（水）及び12月28日（土）～翌年1月5日（日）まで閉館します。当該期間中の当事務所を含む各在外公館でのパスポート関連手続き（紛失・盗難を含む）は、原則として1月6日（月）以降となります。万一、この期間にパスポートを紛失等されますと、旅行の予定を変更し、パスポートを紛失等した国に数日間滞在しなければならなくなる事にもなりかねませんので、旅行中のパスポート管理については特にご注意ください。

なお12月23日（月）受付分からは翌年1月6日（月）以降の交付となりますので、パスポートの新規作成、更新をご予定されている方は十分にご注意ください。

* ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。

在アンカレジ領事事務所 領事班

907-562-8424